

(案)

平成 26 年(2014 年) 月 日

札幌市長 上 田 文 雄 様

札幌市環境影響評価審議会
会 長 佐 藤 哲 身

石狩湾発電所建設計画環境影響評価準備書について（答申）

平成 25 年 12 月 11 日付け札幌対第 51119 号にて当審議会に諮問のあった標記の件について、鋭意審議を重ねてきたところであるが、この度、別紙のとおり結論を得たので答申する。

石狩湾発電所建設計画環境影響評価準備書について

本事業は、札幌市に隣接する小樽市銭函の石狩湾新港西地区において、液化天然ガスを燃料とするコンバインドサイクル発電方式の火力発電所の建設計画に係るものである。

建設予定の発電所の出力は道内における火力発電所のなかでも最大級のものとなることから、建設時及び竣工後の当該施設による札幌市域への様々な環境影響について、準備書に記載された内容に関して審議を行った。

その結果、以下の事項について、環境影響評価書に反映させることが必要であるとの結論に至った。

1 大気質（窒素酸化物）に係る事項について

「準備書説明会での参加者からの質問」及び「準備書について提出された環境保全上の見地からの意見の概要」には、発電所稼働後の窒素酸化物による影響について不安を感じる意見が複数あげられていたことから、住民のこれらの不安を解消し、評価結果等についての十分な理解を得るよう、また、環境影響評価手続きにおける住民とのコミュニケーションについてより一層の充実を図るため、以下の点について、事業者の自主的な取り組みを望むものである。

- (1) 拡散計算結果をもとに札幌市内における複数の評価点の追加を行い、評価書に追記することが望ましい。
- (2) (1) の評価結果の評価書への記載については、専門用語等の解説や平易な表現とするなどの工夫を行い、一般住民が理解しやすいものとする。
- (3) 法律に基づき実施した1回の準備書説明会の他に、札幌市内における準備書説明会を開催すること。

2 景観について

方法書段階から追加された札幌市内における眺望点（JRタワー）は、発電所までの距離も約16キロメートル離れていることから、景観上の影響は少ないと考えられるが、色彩のコントラスト(明度差)によっては建物が明確に視認される可能性もあることから、建物の設計に際しては、専門家の意見も聞きながら明度の扱いについて注意されたい。

3 環境監視計画について

準備書では、全ての項目について予測の不確実性はないとして、「事後調査」を行わないこととしている。

一方、工事中及び運転開始後については、複数の項目について「環境監視計画」に基づき調査を行うこととしていることから、その環境監視の結果について公表すること。

また、環境監視の結果により環境への配慮が必要となった事項については、その対策内容についても公表すること。